

逗子市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、平成26年度工事監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を公表する。

2015年（平成27年）3月25日

逗子市監査委員 石井清之
同 田中英一郎

平成 26 年 度

工 事 監 査 報 告 書

逗 子 市 監 査 委 員

工 事 監 査 報 告

1 監査の対象

逗子市立小学校トイレ改修工事

2 監査の期間

平成 26 年 11 月 25 日から平成 27 年 2 月 12 日まで

3 監査を行った監査委員

監査委員 石 井 清 之

同 田 中 英 一 郎

4 監査の方法

監査の実施にあたっては、平成 26 年度の工事請負契約のうち、契約金額が 1,000 万円を超える工事から 1 件（関連工事を含める）を抽出した。

所管課に關係資料の提出を求め、關係職員から説明を聴取し、併せて現地調査を実施し、計画、設計、積算、契約、施工等が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、慎重に監査を行った。

なお、技術調査を「特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム」に委託し、その結果を参考とした。

5 監査対象工事の概要

工 事 名 逗子市立小学校トイレ改修工事

施 工 場 所 逗子市立小学校 4 校

沼間小学校（逗子市沼間 1 丁目 7 番 18 号）

久木小学校（逗子市久木 2 丁目 1 番 1 号）

小坪小学校（逗子市小坪 3 丁目 6 番 1 号）

池子小学校（逗子市池子 3 丁目 9 番 1 号）

所 管 部 課 教育部教育総務課

契 約 金 額 93,960,000 円

契 約 年 月 日 平成 26 年 10 月 20 日

契 約 期 間 平成 26 年 10 月 20 日から平成 27 年 3 月 30 日

請 負 業 者 株式会社 新幸建設

工 事 進 捗 率 35%（1 月末日現在）

工 事 内 容 逗子市立小学校トイレ改修工事

（1）建築工事

(2) 電気設備工事

(3) 衛生設備工事

設計業者 株式会社 小林建築事務所

監理業者 株式会社 小林建築事務所

6 監査の結果

逗子市立小学校トイレ改修工事は、総合計画基本計画において「安全・快適で楽しい学校生活を営むため、教育内容及び教育環境の充実を図る」とし、学校施設の老朽化が進んでいる状況の中で、大規模改修を含めた計画的な整備を推進する必要があるとされており、その整備の一環として、平成 16 年度に建設された逗子小学校を除く市立小学校 4 校のトイレ改修工事を実施することとしたものである。

トイレの改修については、以前より学校現場からの要望の声も高く、意見を聴取したうえで暗い、臭い、汚いといういわゆるトイレの 3 K の解消を目指した。

整備に当たっては、同じく整備を予定する中学校のトイレ改修工事と併せて逗子市立小・中学校トイレ改修工事実施設計を行い、平成 26 年 8 月 26 日に逗子市立小学校トイレ改修工事の条件付一般競争入札の公告を行ったが、応札希望者が無く、改めて入札参加資格を見直したうえで、9 月 16 日付けで再度条件付一般競争入札の公告を行い、工事請負業者を決定し、10 月 20 日に改修工事に着手し、施工しているものである。

監査の結果については、工事の計画、設計、積算、契約、施工等おおむね良好に執行されているものと認められた。

なお、各項目についての所見は次のとおりである。

計画については、教育環境の充実を図るとして総合計画に位置付けられ、改修計画策定に当たって、学校要望等、関係者の意見も聴取し、計画に反映しており、計画策定の考え方は適切と認められた。また、学校行事等を考慮した工期の短縮、建設副産物の発生抑制、工事騒音の軽減を考えた工法の選択も適切である。

設計については、特記仕様書、図面は積算、施工に必要な十分な内容、量が描かれていた。ただし、特記仕様書等の一部に誤記入による不整合が生じており、また、トイレ平面詳細図の器具表の中に、特定メーカーの固有番号が記載されているが、「参考品」、あるいは同機種他のメーカーの機種も記述するようにされたい。

積算については、積算の手順、積算の方法は適切である。

契約については、工事請負業者の選定は、電子入札による条件付一般競争入札を実施し、競争性は担保されており、契約の方法及び手続きは適切である。また、契約変更になる設計変更は、現段階では行われていないが、軽微な変更の手続きは適切である。

施工については、工事施工に関する諸官庁への事務手続き、施工状況が段階的に確認できる工事記録写真も適切である。

その他、工事施工計画、品質管理、安全管理は適切である。